

戸隠スキー場 スノースポーツ指導等 営業活動規約

長野市が設置し、株式会社戸隠が運営する戸隠スキー場が主体となって構成される戸隠スキー場運営協議会（以下「協議会」という）は、戸隠スキー場（以下「スキー場」という）に於けるスキー・スノーボード等の指導等の営利を目的とした活動（以下「営業活動」という）について次の通り規約を定める。戸隠スキー場スノースポーツ指導営業活動規約とする。

（本規約の目的）

第1条

本規約は、当スキー場を利用する全てのお客様及び、当スキー場の従業員ならびにスキー場内で活動する人材全ての安全確保を目的とする。

（本規約の対象）

第2条

本規約は、当スキー場で営業活動を行うもの（以下「営業活動者」という）すべてを対象とする。当協議会に所属する SAJ・SIA・JSBA などの組織に登録する公認校を含む。

（登録申請及び種類）

第3条

スキー場内で営業活動を希望する者（スキー学校設置もしくは短期営業登録）は、本規約に基づき登録申請を行い、規定の登録料を納付のうえ、許可を得てから営業活動を行うものとする。（別表1参照） 短期営業活動希望者は、月に10日以内の営業を上限とする。

（申請手続）

第4条

- 1、 営業活動希望者は、その営業形態（学校の設置及び短期営業）により、申請を行う。
常設校設置に関しては、シーズン前に協議会に申請を行い、設置可否の判定を行う。
また、短期営業活動希望者は（月に10日以内の営業を上限とする）下記のフォームから原則として営業活動を実施する1週間前までに、オンラインで申請を行わなければならない。
- 2、 前項の申込フォームには次の事項を入力しなければならない
 - ① 申請者の法人名もしくは法人でない場合は個人名
 - ② 住所
 - ③ 電話番号
 - ④ E-mail アドレス

3, 申請の際には、次の書類を申込フォームに添付するものとする

- ① 受講者及び指導者全員の氏名
- ② 全指導者の指導者資格証の写し
- ③ 1 事故 3 億円以上の損害賠償責任保険証の写し

4, 申請したにもかかわらず、営業活動を実施しない、または事前のキャンセルの連絡がない場合次回以降の申請を認めないことがある。

(許可審査)

第 5 条

当協議会は、申請内容を審査した結果、営業活動を許可するに適切でないと判断した場合、営業活動を許可しないことがある。

(登録手数料の納付)

第 6 条

短期登録手数料は、営業活動日当日に、スキー場内インフォメーションに支払うものとする。(金額に関しては下記の*別表 2 を参照)

(営業活動条件)

第 7 条

営業活動者は、次の事項を遵守し、安全で安心なスノースポーツを行わなければならない。

- ① スノースポーツ安全基準
- ② 戸隠スキー場利用約款
- ③ 短期営業活動で指導に当たる者は、当協議会から貸与された腕章を常に使用すること
(設置スキー学校は登録のウェアを必ず着用することとする)
- ④ リフト券は各自で購入すること
- ⑤ 指導者はヘルメットの着用を義務とする。また受講者にも着用を推奨すること。

(申請受付・活動の停止または中止)

第 8 条

1, 当協議会は、下記の何れかの事項に該当する場合、当協議会の判断により、営業活動の申請受付を中止し、営業活動を停止させることがある。

- ① 天候不良により営業活動を行うことが困難である場合
- ② 当スキー場に何らかの諸事情が発生した場合

2, 当協議会は、前項の規定により生じた損害について、損害賠償などの一切の責任を負わない。

(損害賠償責任)

第 9 条

- 1, 当協議会は、スキー場の天候不良などの理由により、許可営業者の営業活動が変更、停止または中止され、許可営業活動者に損害が生じた場合であっても、許可営業活動者に対して損害賠償などの一切の責任を負わない。
- 2, 許可営業活動者またはその受講者が第 3 者に損害を与えた場合、許可営業活動者は自己の責任と費用をもってこれを解決し、当協議会に損害を与えてはならない。
- 3, 許可営業活動者が、第 7 条の規定に反して当協議会に損害を与えた場合、当協議会は許可営業活動者に対して、相応の損害賠償を請求するものとする。
- 4, 許可営業活動者は、その受講者間及びその受講者と第三者間との紛争に関して全責任を負うものとする。

(常設スキー学校設置者の義務)

第 10 条

戸隠スキー場にスキー学校を置く事業所及び個人は、そのシーズン中に当協議会から要請されたイベント及び大会、作業などへの協力をするものとする。要請に対応できない場合は、1 日 1 名に当たり 20,000 円の協力金を支払うものとする。

(反社会的勢力の排除)

第 11 条

営業活動者は、申請の際に、法令などに定める反社会的勢力に該当するものでないことを当協議会に対して保証するものとする。

(本規定の改定)

第 12 条

本規約は予告なく改定される。

【*別表 2】

短期営業活動 登録に関して

営業活動の上限回数	10 回以内／月
営業活動登録費用	1 回 1 指導者当たり日額 5,000 円の登録費を納付すること
指導者の必要条件	指導者は各加盟団体の有資格者であること（資格表提示）
損害賠償責任保険	1 事故当たり 3 億円以上の損害賠償責任保険に加入済

* スキー場内に公認校を設置する場合は、この枠にとらわれない。スキー学校設置規定参照。